

## 佐野短期大学公的研究費に関する管理・運営規程

(平成 20 年 11 月 19 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、佐野短期大学（以下「本学」という。）の公的研究費に関する管理・運営について必要事項を定める。

(最高管理責任者)

第 2 条 最高管理責任者（以下「最高責任者」という。）は、学長とし、機関全体を統括し、公的研究費の管理・運営の最終責任を負うものとする。

(統括責任者)

第 3 条 統括責任者は、事務局長とし、最高責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営全般を統括するものとする。

(部局責任者)

第 4 条 部局責任者は、事務長とし、公的研究費及び公的研究活動の直接窓口である総務課・学務課を統括するものとする。

2. 部局責任者は、公的研究費及び公的研究活動に関する事務業務が適正に行われているかを定期的に確認しなければならない。

(公的研究費監査室長)

第 5 条 公的研究費監査室長（以下「監査室長」という。）は、学園事務局長とし、公的研究費の監査を統括するものとする。

(公的研究費の申請)

第 6 条 公的研究費に関する申請は、申請者が予算書、研究計画書等、必要書類を作成し、最高責任者及び統括責任者の許可を経た上、総務課が取りまとめて申請するものとする。

(公的研究費の使用)

第 7 条 公的研究費の使用は、部局責任者に届出を行い、部局責任者は、交付申請時の研究計画及び使用理由を確認し、最高責任者及び統括責任者の決裁を経て執行するものとする。

2. 公的研究費に関わる出張については、佐野日本大学学園（以下「学園」という。）の出張規程に基づくものとする。

(公的研究費相談窓口)

第 8 条 公的研究費の相談窓口は、総務課長が行うものとする。

2. 公的研究活動に関する相談窓口は、研究担当教授及び学務課長が行うものとする。

3. 部局責任者は、内外の通報窓口として相談に応じなければならない。

(不正防止管理)

- 第9条 最高責任者は、公的研究費及び研究活動の不正防止のため、統括責任者、部局責任者、総務課長、研究担当教授、学務課長で組織する不正防止検討委員会（以下「不正防止委員会」という。）を設置する。
- 不正防止委員会は、不正防止のための情報収集、調査研究、規程の整備等の対策案の企画立案及び修正等の必要な処置を講じなければならない。また、最高責任者の諮問に応じるものとする。
  - 不正防止委員会は、不正防止の意識啓蒙のための説明会及び研修会等の企画及び開催等の施策を講じなければならない。
  - 統括責任者は、不正防止のために、不正防止委員会委員を調査委員に任命し、必要な事項を調査することができる。
  - 統括責任者は、不正に関する調査結果を最高責任者に報告し、必要あるときは不正防止委員会の招集を最高責任者に要請することができる。
  - 最高責任者は、不正に関する調査報告を基に、学園理事長及び監査室長と協議の上、教職員服務規程により、懲戒を申請することができる。
  - 不正に関して、業者が関係したことが明白な場合、最高責任者は、学園理事長及び監査室長と協議の上、必要な処置を講じることができる。
  - 不正防止委員会は、公的研究費の内容及び状況を常に把握し、要請があれば最高責任者の承認を得て、情報公開ができるものとする。

(監査・モニタリング)

- 第10条 監査室長は、法人事務長及び法人会計課長で構成する監査室及びモニタリング室を設置するものとする。
- 監査室長及び監査室は、定期的に公的研究費の会計監査を行うものとする。
  - 監査室長は、監査により不正の疑いがあると判断したときは、速やかに最高責任者に報告しなければならない。
  - 監査室長は、学内体制または規約の不備がある時は、不正防止委員会に対して、要望、指導、助言等、必要な処置を講じることができる。

(発注・検収)

- 第11条 公的研究費使用による発注及び検収については、学園経理規程、学園固定資産及び物品管理規程、学園調達規程に基づき総務課が行うものとする。

(公的研究費記録の保存)

- 第12条 公的研究費の申請、発注、検収及び経理に関する書類等の管理及び保存は、本学文書処理規程に基づき総務課が行うものとする。

(規程の改廃)

- 第13条 この規程の改廃は、本学教授会の意見を聴し、理事会において行うものとする。

附 則

- この規程は、平成20年11月19日から施行する。